

平成 29（2017）年度 事業計画
（事業期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

I 基本方針

当保存会は、明治 12 年に設立された「保晃会」を前身に、社会情勢や文化財にかかる制度の変化に応じ、組織の改編や名称の変更等を行いながら二社一寺の国宝、重要文化財等建造物（指定建造物）の修理を連綿と続けてきた。その先人たちが残してくれたかけがえのないものを、確実に次代に引き継ぐ役割を担っていることの強い自覚と誇りをもって、文化財の文化的価値の維持に努め、国民の文化的向上に寄与するため、次の事業活動を展開する。

- （1）指定建造物の修理事業の着実な進捗
- （2）指定建造物及びその周辺の防災施設・設備等の適切な維持管理
- （3）修理工事現場等における安全管理体制の構築運用
- （4）計画的な後継者養成
- （5）積極的な周知活動

II 指定建造物保存修理事業（国庫補助事業）

1. 事業費 （単位：千円）

区分 事業主体	現年度分	繰越分	合計
二荒山神社	220,000	43,450	263,450
東照宮	400,000	0	400,000
輪王寺	800,000	0	800,000
合計	1,420,000	43,450	1,463,450

2. 事業の概要

対象物件	内容
二荒山神社 本殿（継続・繰越）	半解体工事（平成 26 年度～30 年度継続） ・仮設工事：素屋根存置借損料、点検補強等、光熱費 ・木工事：組物補修、垂木廻り・小屋組・屋根の解体部組立て復旧、浜縁廻り腐朽箇所補修 ・屋根工事：土居葺復旧 ・漆塗工事：身舎外部壁面廻り、地・飛檐垂木 漆塗り直し（28 年度明許繰越しの施工残含む） ・彩色工事：地・飛檐垂木裏板、琵琶板・頭貫・内法長押・向拝廻り 彩色塗り直し ・委託工事：耐震補強工事に係る監理補助

対 象 物 件		内 容
東 照 宮	陽明門〔袖塀付〕 (既竣工)	修理工事竣工 ・修理工事報告書原稿準備
	本殿・石の間・拝殿 (継続)	(平成 25 年度～31 年度継続) 請負施工：仮設・木工・漆塗・彩色・金具・雑工事 ・仮設工事：素屋根損料存置、同点検補強・維持管理 ・木 工 事：本年度塗装修理予定範囲の主要部・彫刻類並びに大棟廻りの木部腐朽・破損等不具合箇所調査及び繕い補修 ・漆塗工事：本殿東面南北隅斗栱・北側飛檐垂木から平斗栱まで、西面蔀戸及び高欄から縁葛まで、南面唐草下端から軸部壁面及び高欄・縁板・耳板までの沈金を含む、各漆塗り替え ・彩色工事：本殿東側面欄間彫刻、西側面尾垂木・琵琶板彫刻・欄間彫刻・棧唐戸鏡板彫刻・花狭間廻り、南正面丸桁・小天井板・支輪板・欄間彫刻・花頭窓、北面丸桁・小天井板・支輪板・欄間彫刻、東西入母屋琵琶板彫刻、各彩色塗り直し ・金具工事：本殿及び石の間のうち、三遍鍍金墨差金具並びに漆箔押金具を対象に、延べ 95.8 m ² 分を再生し、併せて三遍鍍金金具の欠失分を新規作製して補足する ・雑 工 事：(本年度は施工予定なし) 直営施工：漆塗・彩色 ・漆塗工事：本殿東側面縁下隅斗栱(南東・縁葛)・半蔀戸、北背面唐草下端から茅負までと脇障子繫框・高欄架木から下方耳板・縁葛まで、後向拝打越垂木・斗栱虹梁の各漆塗り替え、北・西面棧唐戸の漆拭き ・彩色工事：本殿東側面地垂木間化粧裏板平の未施工部分 3 1 間の生彩色塗り直し、拝殿内部将軍着座の間境大板戸 4 枚 8 面の本画剥落止め施工
	共通仮設施設 (継続存置)	(平成 25 年度～31 年度継続) ・各棟修理工事用の共通仮設施設、存置・損料 12 か月 作業員休憩所、同休憩所内什器類・備品・諸設備、光熱水費

対 象 物 件	内 容
輪 王 寺 本堂(三仏堂)(継続)	半解体修理(平成 19 年度～31 年度継続) 13 ヶ年度 ・仮設工事:クラブ式天井クレーン維持管理費:(年次月例点検費・木工作業所隣接トイレ損料)、木工作業所隣接休憩所損料、借地料、木工作業所・トイレ・休憩所の点検整備費、光熱水費 ・木工事:主屋の野地板・瓦棒・大棟・降棟・隅棟組立 ・塗装工事:主屋斗組外部・東西妻部・縁下漆塗装 ・屋根工事:主屋の土居葺・及び銅瓦葺・破風板銅板包み ・雑工事:本堂内部設備復旧、自動火災報知設備・非常用照明・誘導灯設備・避雷設備・消火器設備・放送設備・電話・情報配管設備・機械警備設備・幹線設備・動力設備・電灯設備・照明器具取付費・コンセント設備・構内配線路設備・構内通信路設備・受変電設備・護摩壇排気設備・同自動制御
大猷院二天門(継続)	塗装・部分修理(平成 24 年度～29 年度継続) ・仮設工事(損料)、素屋根内の光熱水費・素屋根解体撤去 ・塗装工事:下層の漆・彩色塗装 ・金具工事 すべての銑金具取付 ・雑工事 自動火災報知設備復旧
護法天堂(延期)	半解体修理(平成 32 年度からの次期修理周期へ繰延べ)
共通工事(継続)	(平成 19 年度～30 年度継続) ・共通工事、本堂西側の休憩所の点検整備費及び光熱水費

Ⅲ 指定建造物及びその周辺の防災施設等整備事業

1. 建造物防災施設等整備事業(環境保全・消火設備)(国庫補助事業)

(1) 事業概要

山内地区の指定文化財建造物及びその周辺(建造物の端部から 30m以内)にある樹木のうち、倒木及び枝の折損により、指定建造物を毀損させる恐れのある樹木について、伐採・枝払い・ワイヤー掛け・枝支柱等の処置を行い、強風、大雪、地震時の指定建造物への毀損を未然に防止する。また、既設避雷針(樹木設置の物)の整備も併せて行う。

(2) 事業期間:平成 27 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日(3年間)

(3) 実施方法

各社寺は事業主体となるが、実施にあたっては本事業にかかる業務委託は行われず、保存会は、技術支援・工事監理指導・補助手続き等の業務を無償で行う。

ただし、平成 29 年度の輪王寺については、計画変更で、消火設備(マンホール 3 個・導水管補強)改修を新たに追加したことから、この部分の設計監理は保存会が直接担当する。

(4) 事業費 (千円未満切捨て) 申請時に計画変更した。

	平成 28 年度以前	平成 29 年度	合 計	雑収入
二荒山神社	40,770 千円	26,362 千円	67,132 千円	11,708 千円
東 照 宮	90,838 千円	48,221 千円	139,060 千円	43,352 千円
輪 王 寺	72,144 千円	48,316 千円	120,460 千円	4,820 千円
合 計	203,752 千円	122,899 千円	326,652 千円	59,880 千円

2. 防災設備維持事業

次の防災設備維持事業を直轄及び委託により実施する。

(1) 直轄施行

ア) 二社一寺防災設備

- ・自動火災報知設備、消火設備異常時の整備
- ・導水路、貯水槽の水量及び水位の調整

イ) 本地堂(薬師堂)防災設備

上新道より埋設配線されている電源ケーブルが老朽化によって絶縁不良となっているため、ケーブルの引替えを行う。

費用は、東照宮並びに輪王寺で予算化されている本地堂(薬師堂)及び経蔵(輪蔵)防災設備費による。(平成 28 年度未実施により延期)

(2) 委託施行

指定文化財管理事業 (防災保守点検) (国・県費補助事業)

自動火災報知設備、消火設備 (放水銃・消火栓・電動ポンプ・ドレンチャー等) の維持、補修、整備及び法定点検、避雷設備及び電源引き込み設備 (キュービクル) の点検等を専門業者に委託して行う。

事業費 (補助率: 国 25%・県 25%)

二荒山神社 1,200 千円

東照宮 2,300 千円

輪王寺 2,100 千円

IV 指定建造物修理に係る技術等に関する資料収集、調査研究等事業 (自主事業)

1. 歴史的木造建造物の湿度制御した温風処理等による新たな殺虫処理方法の研究

(1) 研究概要

木造文化財建造物の害虫駆除は、化学薬剤を用いた被覆燻蒸が一般的に行われていたが、安全対策面での制約が多いことや、近い将来、駆除を行う業者がいなくなることなどにより、それに代わる駆除方法の確立が求められている。

その中で、害虫となる甲虫類が、摂氏 55℃でタンパク質が凝固することにより、死滅することに着目し、「湿度制御した温風処理」方法について、その効果と建造物に対する安全性（き損、変形、変質等の可能性）を検証し、二社一寺の文化財建造物への適用性について調査及び実証試験を行うものである。

研究は、保存会、(独法) 東京文化財研究所、(国) 京都大学の3機関による共同研究とする。

(2) 研究期間

平成 26 年度から平成 32 年度までを予定する。

(3) 研究員

- ・ 京都大学：藤井義久教授・藤原裕子
- ・ 東 文 研：木川りか（現九州国立博物館科学課長）・北原博幸（トータルシステム研究所、東京文化財研究所客員研究員）・斉藤明子（現千葉県立中央博物館）・犬塚将英・佐藤嘉則・古田嶋智子（客員研究員）
- ・ 保 存 会：原田正彦・福岡憲（(公財) 文化財建造物保存技術協会）

(4) 事業計画

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ チャンバー基礎試験 ・ 処理装置の試作と性能評価 ・ 虫害駆除効果検証（温度測定） ・ 物性評価（ひずみ、変色、クラックなど） ・ 日光の建物ひずみ測定 ・ 昆虫飼育、文献リサーチ ・ 虫害調査、捕虫など ・ 数値解析 ・ 試行実験 ・ 予備試験及び実用プログラムの開発実施（実験室試験） 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理用システムの設計、製作（試作と性能確認） ・ 実地試験（中禅寺（鐘楼・愛染堂）（準備、組立、試運転、評価と改良） ・ 実用装置の性能検証（駆除効果、物性への影響評価、手法の汎用化） ・ 神厩、鐘楼、大国殿処理用システム設計、製作 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物基礎試験 ・処理装置の試作と性能評価 	
京都大学	16,200 千円 (+科研費)	
東文研	16,200 千円 (+科研費)	
保存会	3,400 千円 (H26)	40,000 千円 (H29) +30,000 千円 (H30~)

(5) 実地試験

平成 29 年度より実地試験を実施する。実施にあたって必要となる実証装置の製作購入費、覆屋の設置・撤去費及び熱源等の費用は保存会が負担する。

ア) 実地試験対象建造物

中禅寺愛染堂 1 棟 (柱間 3.8m、軒の出 1.6m 宝形 処理容積 530 m³)

イ) 実施時期

紅葉シーズン終了後の 11 月から約 1 カ月を見込む。

ウ) その他

中禅寺鐘楼は、平成 30 年の実施を予定する。

(6) 成果の取扱い及び課題

本研究の成果は、二社一寺文化財建造物の保存修理事業に活用する。活用にあたっては、第三者機関の認証を得たうえで、文化庁による承認を得なければならない。また、装置の操作者の養成を必要とするため、実地試験の開始に合わせて人的確保を行うものとする。

V 指定建造物の修理技術者養成研修事業

1. 漆塗・彩色技能者養成研修事業

(1) 漆塗・彩色技能者養成研修事業（国庫補助事業）

平成 28 年 9 月に建造物漆塗技術が選定保存技術となり、保持団体として同年から技能者養成研修を実施することになった。平成 29 年度においても、漆塗と彩色について技能者養成研修を次の要領で行う。

	彩色技能者養成研修	漆塗技能者養成研修
目的	日光の建造物彩色技術を伝承させるための技能者を養成する。	施工現場に近い環境で日本産漆を使い、日本産漆の特徴とその技術を習得させる。
研修内容	実技と講義を行う。 ・実技は、手板に生彩色を施す。 ・講義は、有識者による講義とともに修理現場等の見学を行う。	組立て前の土台や柱等を想定した部材に本直し工法で施工する。漆の乾燥期間が必要となるため 1 年間に 3 回に分け、1 月当たり 4 日間で実施する。 ア) 漆刷毛の切り出し イ) 木篋の作成 ウ) 下地の調整及び下地付 エ) 中塗り及び上塗り
研修対象者・人数	実技（実務経験が 10 年未満）8 名 講義（実務経験が 5 年以上）10 名	実務経験が 3 年以上の者 6 名
研修期間	実技 4 日間 講義 6 日間	年間延べ 12 日間 (4 日/1 カ月×3 回)
事業費	6,310 千円	8,502 千円

(2) 上記研修等に使用する建築模型（神社様式）の製作

実習訓練を行う場合、一般的に平板上で行われるが、ある程度の経験を有する者については、実物に近い凹凸のある部材で訓練をしたほうが、より実践的な技術を習得するためには効果的である。

これに使用する部材は、各種の彫刻類や彫刻を施された建築部材等が理想的であるが、反復使用されるため新たに製作する必要がある。また、同形の部材だけではなく複数の形があるほうが望ましい。

これらのことから、複数の部材が用いられ、実際の修理現場に近い神社様式の建物の模型を次のように調達する。

ア) 構造規模：木造流造 1 間×1 間

イ) 調達方法：実施設計に基づき、年度ごとに部材を作成し数カ年度をかけ完成

ウ) 事業費：総額 40,000 千円を見込む。

平成 29 年度 実施設計料 5,000 千円

平成 30 年度以降 部材制作費 35,000 千円

VI 指定建造物の保存等に資する普及啓発事業（自主事業）

(1) 修理現場の視察・研修の受入れ（自主事業）

行政機関や公共機関主催による講座や、文化財関係団体等による修理現場の視察・研修依頼については、当財団の業務に支障のない範囲で受入れをし、指定建造物保存修理の重要性を学習してもらう。

(2) 日本の技体験フェアへの参加（協賛事業）

文部科学省より文化財選定保存技術に選定されている保存会の建造物漆塗・彩色技術の特殊性、必要性などを紹介するために、文化庁主催の日本の技体験フェア「ふれてみよう！文化財を守り続けてきた匠たくみの技」に積極的に参加する。

(3) 日光の建造物修復技法等に関する教材的映像記録制作（自主事業）

日光における、漆塗、彩色（彫刻、紋様、本画他）、金具（金工、屋根銅板葺）、木工の施工法・仕様・伝統材料等に関して、文化財修理技術者及び技能者（職人）の研修用教本並びに現場見学者（関係専門分野者を想定）、さらには日光の伝統技術を一般にも広く伝える教材的手段として製作する。

一般へは文化財保存修理の取り組みの周知・理解を深めるべく、日光社寺建造物の価値・評価と保存会の活動内容を示して再認識してもらう。

各伝統技術の修復技法を中心にして、以下のとおり 5 年計画で製作する。

ア) 事業費及び制作内容

年 度	内 容	制作数	事業費
平成 25 年度	漆塗編	DVD(60 分)200 枚	9,765 千円
平成 26 年度	彩色編	DVD(60 分)200 枚	10,044 千円
平成 27 年度	金具編	DVD(60 分)200 枚	10,044 千円
平成 28 年度	木工編	DVD(60 分)200 枚	10,044 千円
平成 29 年度	総集編	DVD(60 分)200 枚	10,044 千円
合 計			49,941 千円

※平成 29 年度は計画

イ) 活用方法

- ・文化財関係者（修理技術者等、研究者、研修参加者等）への配布
- ・学校教育機関（市内小中高校、特別支援学校等）への配布
- ・社会教育機関（市内公民館、博物館・美術館等）への配布

VII その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 保存会建物建替事業（自主事業）

(1) 経緯

保存会の主な施設は、昭和45年12月の財団設立に合わせて昭和44・45年に整備されたもので、築後45年以上が経過している。各作業棟の多くは、新築時の木造からプレハブ造に逐次建替えられていたが、平成19年頃には老朽化等により作業に支障をきたす状況になってきていた。さらに、平成20年2月の強風により旧漆塗作業棟（平成3年プレハブ平屋建）が被害を受けたことから施設全体の再整備が必要と判断され、平成20年7月に次のような整備計画が作られた。

保存会施設整備案（建替計画）

施設名	構造・規模	備考
漆塗・彩色作業棟	プレハブ造・2階建・564㎡	別棟を1棟にして現位置建替
金具作業棟	プレハブ造・平屋建・97㎡	現位置建替
木工作業棟	プレハブ造・平屋建・178㎡	現位置建替
事務所棟	鉄骨造・3階建・1,260㎡	規模拡大し現位置建替
維持作業棟	解体撤去	
その他	書庫・防災倉庫解体撤去	事務所棟に取込む

計画の進捗状況は次のとおりである。

① 平成21年3月 漆塗・彩色作業棟建替完了

② 平成22～25年度 公益法人移行期につき事業休止

③ 平成26年度 金具作業棟の建替事業化

理事会において水銀使用に関する示唆があり、汚染調査を実施することとなる。

④ 平成26～27年度 汚染調査と並行し、金具作業棟の計画の見直し

水銀にかかる排水・排気処理設備の設置のため建物規模を拡大する必要があり、建築計画を見直すとともに、規模の拡大に伴い配置を変更することになった。（旧木工作業棟跡地に建設）

⑤ 平成27年度 旧金具作業棟解体完了

汚染調査が終了し、新金具作業棟建設予定地である旧木工作業棟の撤去に向けて旧金具作業棟を解体撤去した。

⑥ 平成28年度 新木工作業棟建替完了

旧金具作業棟跡に新木工作業棟を建設した。

(2) 事務所棟建替の検討

現事務所棟は、昭和45年に竣工した鉄骨造3階建て、延べ面積386.6㎡の建物である。老朽化が進んでいるとともに、事業量の増大や事務のOA化等に伴い狭隘化し事務処理機能が低下している。建替計画では書庫・防災倉庫等を組み込み、鉄骨造3階

建て、延べ面積 1,260 m²の建物を想定し、資金積立の状況を勘案しながら平成 30 年度の建替えを目標としている（平成 26 年度第 3 回理事会協議）。

建替計画を改めて検討すると、基本構想段階の事務所棟について、計画延面積から建築面積を類推すると約 420 m²程度となり、現在の事務所棟の約 3 倍近くの面積が必要となる。そのため、規模拡大した金具作業棟の建設を先行させた場合、事務所棟の予定位置と干渉し、事務所棟の建築計画に制約を受けることになり、十分に機能が発揮できなくなるおそれがある。よって、事務所棟を現地建替とすることは得策ではないと考える。

移転建替については、移転先の検討が最も重要になる。保存会構内に各作業棟が残り、事務所棟が別敷地となればより近接した場所にあるのが有利である。この場合、候補地としては、保存会敷地東側の輪王寺寺務所に隣接する未利用地が考えられる。この土地は、社寺共有地であり、建物位置に想定される当該地北西部分は樹木のない平坦な地形となっている。史跡日光山内保存管理基準（以下「管理基準」という。）では B 地区になる。

もう一つの候補としては、浩養園内にある旧東照宮宝物館がある。この施設は昭和 42 年に竣工した、RC 造地下 1 階地上 2 階建て、延べ面積 1,544 m²の建物である。平成 27 年度に新宝物館が開館する以前から機能性の低下や老朽化等により使用されていない。管理基準は C 地区になる。

これら 2 つを検討すると、輪王寺寺務所隣接の未利用地の場合、全くの新築となり文化財保護法や自然公園法の適合性の審査を経ることになり、特に文化財保護法において多くの制約を受ける可能性がある。しかし、それをクリアできれば自由度の高い、機能的な建物とすることができる。

一方の旧東照宮宝物館においては、既存施設であることから文化財保護法や自然公園法の制約を受けることがなく、また、用途変更（博物館から事務所）の手続きも不要となる。しかし、事務所として使用するために限られた中で必要な改造をしなければならないことや、保存会構内とはやや離れた場所となるため互いの行き来に難がある。

これらのことを踏まえたうえで、管理基準を考慮した場合、保存会事務所棟が公益上必要と認められる施設であっても輪王寺未利用地に新たに建設することはふさわしいものとは思えず、既存施設の再利用を図るほうが、はるかに史跡への影響を少なくさせられることから、旧東照宮宝物館への移転利用をすべきと考える。

なお、旧東照宮宝物館の設計者は、東大安田講堂や東京オリンピック施設の監修、また丹下健三や前川國男を育成した「岸田日出刀」氏である。建物としての評価は明らかになっていないが、氏のそれまでの業績に対する評価とあわせ、おそらく最晩年の業績となると思われることから保存することも必要と考える。

また、当該場所は、明治 32 年に県が設置した「日光社寺大修繕事務所」の跡地にな

ることから修理事業における中心施設の発祥の地として歴史的な意義も考えるべきと思う。

(3) 事業計画

平成 29 年度	旧東照宮宝物館改修工事調査設計費 (耐震診断、アスベスト調査、実施設計)	10,000 千円
平成 30 年度	同上 改修工事及び移転(旧事務所棟解体)	160,000 千円
平成 31 年度	金具作業棟建設	
	・ 構造：鉄骨造、2 階建一部平屋 延床 356.4 m ² 、荷物 EV	
	・ 作業室部：2 階建、9m×16.2m 床面積 291.6 m ²	
	・ 排出物処理設備部：平屋建、9m×7.2m 床面積 64.8 m ²	
	・ 工事費 本体	77,000 千円
	排煙処理設備	33,000 千円
	排水処理設備	52,800 千円
	合計	162,800 千円